

なにわ橋 通信

第4号
2015年
2月発行



発行：弁護士法人なにわ橋法律事務所
〒530-0047

大阪市北区西天満1丁目2番5号大阪JAビル12階

電話：06-6364-0241 / FAX：06-6364-4800

ホームページアドレス：<http://www.naniwabashi.com>

遺言のすすめ

弁護士 新井 教正

1 なぜ遺言が必要なのか

(1) 法定相続による不都合の回避

遺言がない場合、①相続人が、②相続分に従い、③遺産分割手続（協議・調停・審判）を経て、遺産を取得することになります。

したがって、以下のような場合には、遺言を作成する必要性が特に高いと言えます。

ア 相続人以外の者に遺産を与えたい場合

〈例〉

- ①内縁の配偶者がいる場合
- ②既に死亡した長男の嫁（同居）に非常に世話になっている場合
- ③養子縁組をしていない配偶者の連れ子がいる場合

イ 特定の遺産を特定の相続人に相続させたい、あるいは、法定相続分とは異なった割合で相続させたい場合

〈例〉

- ①家業を継ぐ相続人（長男など）に事業用資産を継がせたい場合
- ②特に世話になった相続人がいる場合
- ③離婚状態にある別居中の配偶者がいる場合

ウ 相続人間で（円満な）話し合いが期待できない場合

〈例〉

- ①後妻がいるが、先妻との間に子供がいる場合
- ②兄弟仲が悪い場合
- ③夫婦間に子供がなく、唯一の財産が現在居住する不動産だけの場合
- ④相続人資格者のうち行方不明者がいる場合



(2) 争族の回避

争族紛争の主たる原因としては以下のものがありますが、②以外は、遺言を作成することにより回避することが可能です。

- ①遺産の範囲
- ②遺産の評価
- ③相続分（特別受益・寄与分）
- ④遺産分割方法

(3) 遺言の必要性に対する誤解

遺言の話をする、「争族になるほど遺産がない」「家族仲がよい」などとして遺言を作成する必要はないという方も多数いらっしゃいますが、完全な誤解です。

平成25年に家庭裁判所で調停が成立するなどして解決した遺産分割事件の内、遺産が5,000万円以下の事件が全体の75%を占め、さらに遺産が1,000万円以下の事件が全体の32%を占めています。

また、生前は家族仲がよかったとしても、相続はお金の話であり、家族の経済状況もそれぞれです。ですから、遺産分割に関する話し合いをする過程で、



「〇〇は東京の大学へ行かせてもらった。」「〇〇は結婚の際に多額のお金を貰っている。」「〇〇は親と同居していて家賃がかかっていない。」などの話がでて、なかなか話し合いがまとまらず、これがきっかけとなって、家族仲に亀裂が生じる事案も数多く見られます。

遺産の多寡、生前の家族仲の良し悪しにかかわらず、すべての事案において争族へ発展する可能性があります。

争族を回避する唯一の法的手段は遺言を作成することであり、死後における家族円満を願うのであれば、遺言の作成は必要不可欠なものです。

2 遺言の作成

(1) 公正証書遺言の利用

遺言を作成するにあたって留意すべき事項は多数ありますが、最も重要なことは、内容が明確で法的に有効な遺言を作成することです。

遺言は遺言者の生前の意思を実現し、また、争族を防止するためのものですから、遺言の効力や内容を巡って問題になるようでは話になりません。

かかる観点から、遺言の作成にあたっては、是非とも公正証書遺言（公証役場で公証人に作成してもらう方式の遺言）を利用していただければと思います。

公証人は元裁判官あるいは元検察官が大半であり、遺言の作成にプロが関与するため、自分で作成する方式の自筆証書遺言と比較して、形式不備による遺言無効あるいは内容不明確となるリスクを格段に低減できます。

また、公証人は、遺言を作成するにあたっての留意事項を踏まえた上で遺言を作成してくれるため、遺言者がそれらを気にする必要もなくなります。

一般的に公正証書遺言には①手間・費用がかかる、②証人二人以上を準備する必要がある、といった短所があると言われています。しかしながら、①について言えば、遺産1億円でも通常は10万円もかからず、保険と考えれば決して高い金額

ではありませんし、②についても、適当な人物が準備できなければ、公証役場に相談すれば1人1万円程度で準備してもらえますので、短所との評価はあたらないと考えています。

(2) 弁護士との併用

このように、公正証書遺言を利用することにより、遺言作成にあたって留意すべき事項を踏まえた上で、内容が明確で法的に有効な遺言が作成できる可能性が飛躍的に高まります。

しかしながら、公証人にも知識・経験の差異はあり、また、人間である以上、ミスをする可能性もないとは言えません。

そのため、さらに万全を期すのであれば、弁護士との併用（弁護士に遺言案の作成を依頼した上で公正証書遺言として完成させる）をお勧めします。

3 最後に

平成27年1月1日からの相続税制改正の影響で、遺言に対する関心も飛躍的に高まっていますが、それでも遺言を作成すべきかについて悩んでおられる方も多数いらっしゃると思います。

ただ、上述のように、皆様の死後におけるご家族の円満を希望されるのであれば、遺言の作成は必要不可欠であるため、繰り返しになりますが、この機会に、遺言の作成に着手されることをお勧めいたします。

以上

過労死について

(過労死等防止対策推進法施行を機に)

弁護士 野中 徹也

過労死等防止対策推進法（以下、過労死等防止法といいます。）が、平成26年6月20日に成立し、同年11月1日に施行されました。

この法律は、近年、過剰労働が原因とみられる突然死や自殺など、いわゆる過労死が社会問題化していることから、過労死をされた方の遺族や弁護団の働きかけを契機に、議員立法によって成立したものです。

この過労死等防止法によって、「過労死等」という言葉は、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害



を原因とする自殺による死亡及びこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害」と定義づけられました。

もっとも、この過労死等防止法は、過労死等を防止するための国や自治体の施策や責務を定めたものであって、使用者側に過労死を防止すべき義務や罰則を課するものではありません。概略を説明すると、過労死等防止法では、次のような事項が規定されています。

- ①過労死等防止策を実施することを国の責務とする。地方自治体も国に協力して過労死防止策を実施するよう努める。事業主もこれに協力するよう努める（４条）。
- ②11月を過労死等の防止のための啓発月間とする（５条）。
- ③政府は過労死等の概要・政府が講じた施策等について年次報告書を提出する（６条）。
- ④過労死等の防止のための大綱を定める（７条）。
- ⑤国は過労死等に関する調査研究等を行う（８条）。
- ⑥国及び地方自治体は過労死等を防止することの重要性について啓発を行う（９条）。
- ⑦相談体制を整備する（１０条）。
- ⑧民間団体が行う過労死等の防止に関する活動を支援する（１１条）。
- ⑨過労死等防止対策協議会を開催する（１２、１３条）。
- ⑩国は、調査結果を踏まえて、法制上または財政上等の措置を講ずる（１４条）。

同法に基づき、平成26年12月19日には、過労死等防止対策推進協議会が開かれており、本年夏ごろに大綱の公表を目指しているようです。

ところで、先述の定義からも明らかなおと、過労死には、大きく分けて、心筋梗塞、狭心症、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血等の心臓疾患及び脳血管疾患による死亡と、仕事上のストレス等によるうつ病等の精神障害を原因とする自殺の2類型があります。

自殺や、心臓疾患・脳血管疾患が、業務に起因するか否かという医学的な立証は困難なものですが、これまで、疫学的な観点から、いくつもの調査が行われています。

例えば、過去1カ月の週労働時間が61時間以上（時間外労働時間月81時間以上）の人は、週労働時間40時間以下の人（時間外労働時間月0

時間）に比べて、心筋梗塞に罹患するリスクが1.9倍となり、また、過去1カ月について月当たり休日数2日未満の人では、月当たり休日数8日以上の人に



比較して、心筋梗塞に罹患するリスクが2.9倍となるという調査結果もあります。

さらに、睡眠時間の観点も加えると、睡眠5時間未満、週労働時間61時間以上の人は、睡眠時間5時間以上、週労働時間60時間以下の人と比較して、急性心筋梗塞のリスクが4.8倍となるとの調査結果もあります。

精神疾患との関係では、深夜勤務が月13回以上の人、1.66倍の精神科の新規受診リスクがあるという研究や、深夜勤務の回数が多い、ストレスが高い、ノルマ・納期に追われている、仕事量が多すぎるなどの高い仕事上の負荷がある場合に、精神科の新規受診リスクが高まるという研究などもあります。

これらの調査結果から、長時間労働、睡眠不足、強度の仕事上の物理的・心理的負荷などが複合的に絡み合っ、上記のような心臓疾患、脳血管疾患、精神障害等が発生する可能性があることに異論はありません。

そこで、上記のような心臓疾患や心筋梗塞に関して労災保険の請求があった場合に、それらが業務に起因するものであるかの認定基準も定められています（厚労省 脳・心臓疾患の労災認定 参照）。

これによると、脳・心臓疾患については、脳内出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止、解離性大動脈瘤を対象として、次の要因を総合考慮の上、業務起因性を判断することとされています。

- ①発生直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと（異常な出来事）
- ②発生に近接した時期において特に過重な業務に就労したこと（短期間の過重業務）
- ③発生前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと（長期間の過重業務）

ここでの詳細の説明は省略いたしますが、②や③の過剰負荷の有無を評価する要因としては、【㉞労働時間、㉟不規則な勤務、㊱拘束時間の長い勤務、㊲出張の多い業務、㊳交替制勤務・深夜勤務、㊴作業環境（温度環境・騒音・時差）、㊵精神的緊張を伴う業務（危険性、ノルマ、上司・顧客とのトラブル、事故）】などが挙げられています。

労働時間については、③長期間の過重業務に関連して、労働時間が長いほど業務の過重性が増すことを前提に、次の事項が指摘されています。

- 発症前1カ月ないし6カ月間にわたって、1カ月当たり概ね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いと評価されること
- 概ね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症の関連性が徐々に強まると評価されること
- 発症前1カ月間に概ね100時間又は発症前2カ月間ないし6カ月間にわたって、1カ月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること

また、精神障害に関する労災認定の基準も定められています（厚労省 精神障害の労災認定参照）。これによると、精神障害を発病した場合には次の要件を満たしたときに、労災と認定（業務起因性が認定）されることになります。

- ①労災認定の対象となる精神障害を発病していること
- ②認定基準の対象となる精神障害の発病前の概ね6カ月の間に業務による強い心理的負荷が認められること
- ③業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

これも詳細の説明は省略しますが、②の心理的負荷の判断にあたっては、長時間労働を含む仕事の量や質、セクハラ・パワハラを含む対人関係の問題、仕事上の失敗、過剰な責任、役割や地位の変化、事故等といった要因から総合評価をすることになります。なお、業務による心理的負荷によって精神障害が発病した人が自殺を図った場合には、原則として労災と認定されます。

これらの基準も前提にしているとおり、過酷な長時間労働は、過労死のリスクを高めるものであり、過労死等防止法の趣旨に則って過労死問題を解決するには、労働時間法制のテコ入れを抜きにしては、語れないものであると考えられます。

他方で、政府は、いわゆるホワイトカラーエグゼンプションの採用を打ち出し、一部について、労働時間規制を撤廃する方向を示しています。国際競争力の強化など企業の要請もありますし、労働者にとっても多様な働き方を可能にする観点から、現在の労働時間規制を見直す必要はあるのでしょうか、ブラック企業の問題などが指摘されている昨今において、その対象や規制撤廃の程度によっては、過重労働を助長し、過労死等防止法の趣旨と矛盾する結果となる可能性があると言わざるを得ません。過労死問題の解決のために、過労死等防止法14条に基づき、労働時間規制を含む適切かつ具体的な法律の制定・改正がなされることを希求します。

最後に、皆様におかれましても、改めて、ご本人様や周りの方が働き過ぎていないか、確認していただければと考えております。特に、月80時間を超えるような残業を続けている方や、最近仕事上の大きな事故があった方などは注意が必要です。本稿が、少しでも労働環境改善の契機となれば、幸いです。

以上

	事務長	客 護 士	弁 護 士	弁 護 士	弁 護 士	弁 護 士	弁 護 士	代 表 社 員	代 表 社 員
事務職員一同	小野和也	戸根住夫	矢野智美	野中徹也	北野了考	新井教正	津田尚廣	津田禎三	

弁護士法人
なにわ橋法律事務所

